

県民・事業者の皆様へお知らせ

令和3(2021)年4月1日以降の都市計画法に基づく開発許可等相談等窓口の変更について



- 栃木県が開発許可権限を有する市町については、所管土木事務所管理課に開発許可等相談等窓口を設置しておりましたが、令和3(2021)年度から栃木県県土整備部都市計画課に変更することとなりました。
- 令和3(2021)年度から下野市が開発許可等の権限を有することとなりました。
- ※ **上記2つの適用年月日：令和3(2021)年4月1日**
- 令和3(2021)年4月1日以降の開発許可等相談(審査)窓口は下記のとおりです。

○ 令和3(2021)年4月1日以降の開発許可等相談(審査)窓口の連絡先

所管市町	連絡先
矢板市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町の <u>14市町</u>	<u>栃木県県土整備部都市計画課 開発指導担当</u> 住 所：宇都宮市塙田1丁目1番20号(本庁14階) T E L：028-623-2466/2467 ※ <u>窓口が混み合っている可能性がありますので、</u> <u>電話での相談予約をお願いします。</u>
<u>下野市</u>	<u>下野市建設水道部都市計画課 開発指導グループ</u> 住 所：下野市笹原26番地 T E L：0285-32-8909 ※ <u>窓口が混み合っている可能性がありますので、</u> <u>電話での相談予約をお願いします。</u>



- ※1 中核市(宇都宮市)及び事務処理市(足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市及び那須塩原市)における開発許可等の相談は、各市開発許可事務担当窓口にお問合せください。
- ※2 内容の詳細については、上記QRコードから確認することができます。